

富士山の世界遺産への登録について

平成25年 7 月

林 野 庁

平成25年(2013年)6月22日、第37回世界遺産委員会において、富士山の世界遺産への登録に関する審議が行われ、三保松原を含めて世界遺産に登録することが決定された。登録名称は、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」。(林野庁は文化庁及び環境省とともに共同推薦省庁)

構成資産面積(20,702ha)のうち、約9割が森林。静岡県側の森林は、ほぼ全域が林野庁が管理経営する国有林野。山梨県側の森林は、ほぼ全域が山梨県有林(恩賜林)。

世界文化遺産の保全管理体制として「富士山世界文化遺産協議会」が設置。林野庁は、この協議会に参画しており、今後とも、関係行政機関等と連携し、富士山の世界文化遺産としての価値の維持・向上に努めてまいる考え。

(参考)これまでの経緯

平成19年 1 月	文化遺産として我が国の世界遺産暫定一覧表に記載
平成24年 1 月	ユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出
平成24年 8 月～9 月	世界遺産委員会の諮問機関イコモスによる現地調査
平成25年 4 月	イコモスによる評価結果・勧告の通知 (三保松原を除き、世界遺産に登録することが適当との勧告)

世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の概要

1. 名 称

富士山－信仰の対象と芸術の源泉

Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration

2. 所在地

山梨県・静岡県

3. 世界遺産一覧表記載年月

平成 25 (2013) 年 6 月

4. 世界遺産一覧表記載基準への適合

記載基準(iii)及び(vi)に適合

記載 基準	評価の内容
(iii)	独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統を鼓舞し続けてきた。頂上への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の霊能を我が身に吹き込むことを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その美しさへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿に対する崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。
(vi)	湖沼及び海から立ち上がる独立成層火山としての富士山の図像は、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ 19 世紀初期の葛飾北斎及び歌川広重により浮世絵に描かれた富士山の図像は、西洋の芸術の発展に顕著な影響をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

5. 資産の保護措置

文化財保護法、自然公園法及び国有林野の管理経営に関する法律

6. 共同推薦省庁

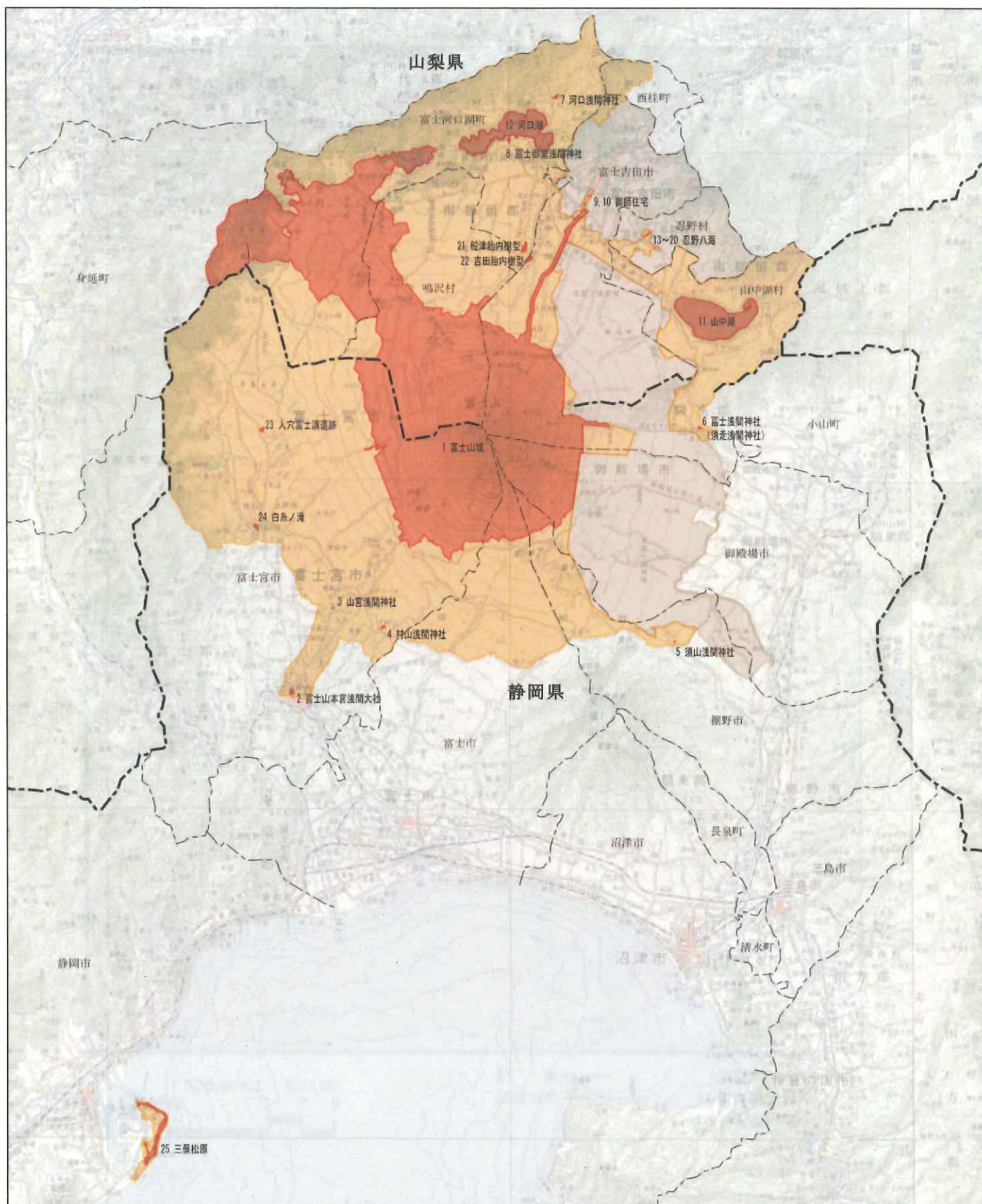
文化庁、環境省及び林野庁

7. 構成資産面積及び緩衝地帯の面積

構成資産面積	20,702.1ha
緩衝地帯面積	49,627.7ha
合 計	70,329.8ha

8. 構成資産一覧

No	構成資産
1	富士山城（ふじさんいき）
1-1	山頂の信仰遺跡（さんちょうのしんこういせき）
1-2	大宮・村山口登山道（おおみや・むらやまぐちとざんどう）
1-3	須山口登山道（現御殿場口登山道）（すやまぐちとざんどう（げんごてんぱぐちとざんどう））
1-4	須走口登山道（すばしりぐちとざんどう）
1-5	吉田口登山道（よしだぐちとざんどう）
1-6	北口本宮富士浅間神社（きたぐちほんぐうふじせんげんじんじゃ）
1-7	西湖（さいこ）
1-8	精進湖（しょうじこ）
1-9	本栖湖（もとすこ）
2	富士山本宮浅間大社（ふじさんほんぐうせんげんたいしゃ）
3	山宮浅間神社（やまみやせんげんじんじゃ）
4	村山浅間神社（むらやませんげんじんじゃ）
5	須山浅間神社（すやませんげんじんじゃ）
6	富士浅間神社（須走浅間神社）（ふじせんげんじんじゃ（すばしりせんげんじんじゃ））
7	河口浅間神社（かわぐちあさまじんじゃ）
8	富士御室浅間神社（ふじおむろせんげんじんじゃ）
9	御師住宅（旧戸川家住宅）（おしじゅうたく（きゅうとがわけじゅうたく））
10	御師住宅（小佐野家住宅）（おしじゅうたく（おさのけじゅうたく））
11	山中湖（やまなかこ）
12	河口湖（かわぐちこ）
13	忍野八海（出口池）（おしのはっかい でぐちいけ）
14	忍野八海（お釜池）（おしのはっかい おかまいけ）
15	忍野八海（底抜池）（おしのはっかい そこなしいけ）
16	忍野八海（銚子池）（おしのはっかい ちょうしいけ）
17	忍野八海（湧池）（おしのはっかい わくいけ）
18	忍野八海（濁池）（おしのはっかい にごりいけ）
19	忍野八海（鏡池）（おしのはっかい かがみいけ）
20	忍野八海（菖蒲池）（おしのはっかい しょうぶいけ）
21	船津胎内樹型（ふなつたいないじゅけい）
22	吉田胎内樹型（よしだたいないじゅけい）
23	人穴富士講遺跡（ひとあなふじこういせき）
24	白糸ノ滝（しらいとのだき）
25	三保松原（みほのまつばら）



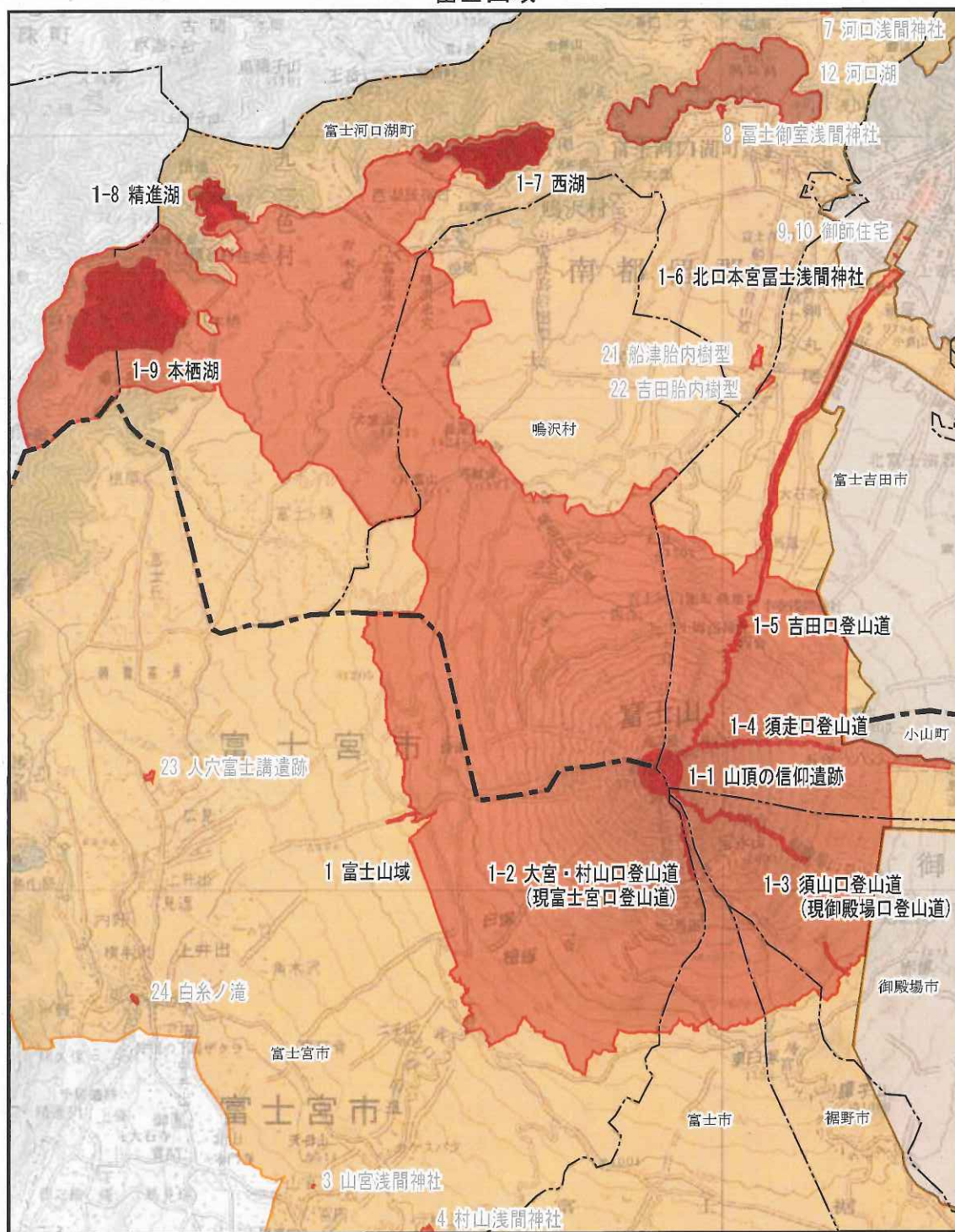
凡例

- 構成資産
- 緩衝地帯
- 保全管理区域

- 県 境
- 市 町 村 境



富士山域



凡例
 構成資産
 緩衝地帯
 保安全管理区域

--- 県 境
 --- 市町村境

SCALE 1:150,000
 0 1 2 5km



富士山の世界遺産一覧表の記載審議に係る決議の概要（仮訳）

（１）記載の可否と記載基準への適合

- 「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」を評価基準(iii)及び(vi)により世界遺産一覧表に記載する。

記載基準	評価の内容
iii	独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統を鼓舞し続けてきた。頂上への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の霊能を我が身に吹き込むことを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その美しさへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿に対する崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。
vi	湖沼及び海から立ち上がる独立成層火山としての富士山の図像は、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初期の葛飾北斎及び歌川広重により浮世絵に描かれた富士山の図像は、西洋の芸術の発展に顕著な影響をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

（２）我が国への勧告事項

- 以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として管理するための管理システムを実施可能な状態にすること。
- a) アクセスの利便性・レクリエーションの提供と神聖さ・美しさの質の維持と相反する要請に関連して、資産の全体構想（ヴィジョン）を定めること。
 - b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して山麓の巡礼路の経路を特定し、それらがどのように認知・理解されるのかについて

検討すること。

- c) 上方の登山道の受け入れ能力を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を定めること。
- d) 上方の登山道及びそれらに関係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること。
- e) 個々の構成資産において来訪者施設（ビジターセンター）の整備及び解説を促進するために、個々の構成資産が資産全体の一部分を成し、富士山の山頂から山麓にわたる巡礼路全体の一部分を成すことがどのように認識・理解できるのかを周知するために、情報提供戦略を策定すること。
- f) 景観の神聖さ及び美しさの両側面を維持するために、経過観察指標を強化すること。

（３）我が国への要請事項

- ２０１６年の第４０回世界遺産委員会において審査できるように、２０１６年２月１日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出すること。報告書には、文化的景観の手法を反映した資産の総合的な構想（ヴィジョン）、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定に関する進展状況を含めるとともに、管理計画の全体的な改定の進展状況を含めること。

世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」 保全管理体制

富士山世界文化遺産協議会

構成員： 山梨県・静岡県知事、山梨県・静岡県教育長、
市町村長、市町村教育長、
林野庁関東森林管理局長、環境省関東地方環境事務所長、
国土交通省中部地方環境整備局富士砂防事務所長

※議長・副議長は、山梨県・静岡県知事の年交代

事務局： 山梨県世界遺産推進課、静岡県世界遺産推進課

作業部会

構成員： 山梨県・静岡県関係課、市町村関係課、
林野庁静岡森林管理署、林野庁山梨森林管理事務所、
環境省箱根自然保護官事務所、
国土交通省富士砂防事務所、
住民代表者、資産所有者、関係団体

事務局： 山梨県世界遺産推進課、静岡県世界遺産推進課



富士山世界文化遺産学術委員会

(学術的な調査、協議会への助言)

構成： 学識経験者

世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」 における林野庁の取組

保護林の設定による森林の保全管理の推進

緩衝地帯を含む遺産区域の国有林野において、8箇所約2千haを保護林に設定し、厳正な保全管理を推進。

「諏訪森アカマツ林」における松くい被害防除

貴重なアカマツ林を将来にわたり保全していくため、周辺の民有林と連携を図り、松くい虫防除や普及啓発を推進。

富士山の景観を守るための森林管理

観光客が多く通行する「富士山スカイライン」沿線において、景観に配慮した森林管理を推進（間伐、刈り払い等）。

景観に配慮した災害防止・復旧治山事業の実施

大沢崩れの中流部では、土石流によって運ばれた巨石を利用し、景観に配慮した護岸工を設置。

富士山の景観を守るための登山者への普及啓発活動

グリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）を配置し、富士山の登山者に対してのマナー啓発や国有林の巡視・保全を実施。県、市町、関係団体と連携し、職員が適宜、パトロール等を実施。

国民参加による森林づくりの推進

ボランティア団体等の森林づくり活動に、フィールド提供や技術支援を実施。